

厚生省訓第六三九號

3435
2
借道す

秘書課

厚生省文書取扱規程の一部を次のやうに改正する。
右訓令する。

昭和二十一年十一月五日

厚生大臣 河合良成



各本條中「醫療局」を「引揚援護院」に、「醫療局長官」を「引揚
援護院長官」に改める。

別記第一號中「第一復員省 一復」、「第二復員省 二復」及び「醫
療局 醫」を削り、「衆議院 衆」の次に「引揚援護院 援」及「公衆衛生院
公」を、「厚生省 品引揚援護局 宇」の次に「厚生省 名古屋引揚援護局
名」を加へ、「厚生省 研究所 厚」を「人口問題研究所 人」に、「厚生

揚

二八

129

省下関引揚後護局 閣を「厚生省仙崎引揚援護局仙」に改める。
別記第二號中「衛生局衛」及び「臨時防疫局 臨防」を削り、「會
計課 會」の次に「公衆保健局 健」、「醫務局 醫」及び「豫防局 豫」
を加へる。

参考

厚生省文書取扱規程

昭和十三年一月十一日厚生省訓第五號
改正昭和十三年第八號第一九號第二九一號
十四年第一八八號第三一八號第三六五號
十五年第二九號第四八號十六年第四號
第四一三號十九年第四二號第四五八號
二十一年第六〇號

第一章 總則

第一條 凡ハ文書ノ取扱ニ付テハ最モ敏捷正確ヲ期シ毫末モ遲滞ナカラシムルヲ必ズ旨トスベシ

第二條 左ニ掲グル公文書ノ接受 成案後ノ審査及進達法ニ依リテ施行スルハ大臣 次官又ハ本省ノ名ヲ以テ施行スルモノ

第三條 大臣 次官又ハ本省ノ名ヲ以テ施行スルモノハ各省ノ長官ノ同意ヲ得テ之ヲ取扱フベシ

第四條 大臣 次官又ハ本省ノ名ヲ以テ施行スルモノハ各省ノ長官ノ同意ヲ得テ之ヲ取扱フベシ

第五條 大臣 次官又ハ本省ノ名ヲ以テ施行スルモノハ各省ノ長官ノ同意ヲ得テ之ヲ取扱フベシ

第六條 大臣 次官又ハ本省ノ名ヲ以テ施行スルモノハ各省ノ長官ノ同意ヲ得テ之ヲ取扱フベシ

第七條 大臣 次官又ハ本省ノ名ヲ以テ施行スルモノハ各省ノ長官ノ同意ヲ得テ之ヲ取扱フベシ

第八條 大臣 次官又ハ本省ノ名ヲ以テ施行スルモノハ各省ノ長官ノ同意ヲ得テ之ヲ取扱フベシ

第九條 大臣 次官又ハ本省ノ名ヲ以テ施行スルモノハ各省ノ長官ノ同意ヲ得テ之ヲ取扱フベシ

第十條 大臣 次官又ハ本省ノ名ヲ以テ施行スルモノハ各省ノ長官ノ同意ヲ得テ之ヲ取扱フベシ

第十一條 大臣 次官又ハ本省ノ名ヲ以テ施行スルモノハ各省ノ長官ノ同意ヲ得テ之ヲ取扱フベシ

第十二條 大臣 次官又ハ本省ノ名ヲ以テ施行スルモノハ各省ノ長官ノ同意ヲ得テ之ヲ取扱フベシ

第十三條 大臣 次官又ハ本省ノ名ヲ以テ施行スルモノハ各省ノ長官ノ同意ヲ得テ之ヲ取扱フベシ

第十四條 大臣 次官又ハ本省ノ名ヲ以テ施行スルモノハ各省ノ長官ノ同意ヲ得テ之ヲ取扱フベシ

第十五條 大臣 次官又ハ本省ノ名ヲ以テ施行スルモノハ各省ノ長官ノ同意ヲ得テ之ヲ取扱フベシ

第十六條 大臣 次官又ハ本省ノ名ヲ以テ施行スルモノハ各省ノ長官ノ同意ヲ得テ之ヲ取扱フベシ

第十七條 大臣 次官又ハ本省ノ名ヲ以テ施行スルモノハ各省ノ長官ノ同意ヲ得テ之ヲ取扱フベシ

第十八條 大臣 次官又ハ本省ノ名ヲ以テ施行スルモノハ各省ノ長官ノ同意ヲ得テ之ヲ取扱フベシ

第十九條 大臣 次官又ハ本省ノ名ヲ以テ施行スルモノハ各省ノ長官ノ同意ヲ得テ之ヲ取扱フベシ

第二十條 大臣 次官又ハ本省ノ名ヲ以テ施行スルモノハ各省ノ長官ノ同意ヲ得テ之ヲ取扱フベシ

第二十一條 大臣 次官又ハ本省ノ名ヲ以テ施行スルモノハ各省ノ長官ノ同意ヲ得テ之ヲ取扱フベシ

第二十二條 大臣 次官又ハ本省ノ名ヲ以テ施行スルモノハ各省ノ長官ノ同意ヲ得テ之ヲ取扱フベシ

ノ取扱ヲ為スベシ

第五條 總務課ニハ左ノ簿冊ヲ備フ

省令原簿

官報登載訓令原簿

訓令原簿

告示原簿

例規簿

往復台帳

送付簿

書留郵便通運便受付送付簿

便送文書受付送付簿

金券受付送付簿

便送簿

郵便切手葉書支拂簿

移送文書控簿

第六條 各局ニハ左ノ簿冊ヲ備フ

例規簿

台帳

送付簿

發送文書送付簿

第七條 往復台帳又ハ台帳ニ登錄セラレル文書ヲ他局(醫療局ヲ含ム)ニ

送付スルトキハ送付簿ニ送付ノ年月日及省號又ハ局號ヲ記入シ受領者ノ

捺印ヲ受クベシ

第八條 省號ニハ厚生省ノ標示並ニ相手方官廳(發議ニ付テハ相手方官廳

ニ代ヘテ發シ)及主務局ノ略字ヲ附シ其ノ番號ハ毎年一月一日ヲ以テ更

新ス

省號ハ一事件ニ付接受ヨリ完結ニ至ル迄同一ノモノヲ用フ但シ往復台帳

ニ登錄済ノモノニシテ曆年經過後附スベキ省號ニハ當初ノ年数字ヲ附ス

ルモノトス

省號ニ用フル略字及文書ニ押捺スベキ省號ノ印ノ様式ハ別記ニ依ル

第九條 急施ヲ要シ本規定ニ依ルコトヲ得ザルモノハ主務局長ハ醫療局長
官ヲ含ムニ總務課長ト連絡ノ上特別ノ取扱ヲ爲スコトヲ得

第十條 本規定ニ於テ他ノ官廳トアルハ醫療局ヲ含マサルモノトシ局トアル
ハ特記ナキ限リ醫療局ヲ除キ大臣官房ノ課ヲ含ムモノトス

第二章 文書ノ接受

第十一條 本省ニ到達スル公文書ハ第四條ノ公文書ヲ除クハ總務課ニ於
テ之ヲ接受シ大臣 次官 又ハ本省宛ノモノハ第十五條ノ公文書ヲ除ク
ハ即時開封スベシ

前項ノ文書中總務課ニ於テ受領スベカラザルモノアルトキハ直ニ返却具
ノ他適當ナル措置ヲ爲スベシ

第十二條 執務時間外ニ到達スル前條ノ文書ハ本省宿直ニ於テ接受スベシ
第十三條 書留郵便 通運便 使送ニ依ル文書ヲ接受シタルトキハ各其ノ
簿冊ニ所要ノ事項ヲ記入シ取扱者捺印ノ上受領者ノ檢印ヲ受クベシ

第十四條 接受シタル文書ニ貨紙幣 有價證券 郵便切手及收入印紙ノ類
ヲ添付シアルトキハ其ノ文書ノ欄外ニ種類及金額ヲ記入シ取扱者之ニ捺
印スベシ

前項ノ文書ハ返信料ノ類ヲ除クハ送付スルトキハ金券受付送付簿ニ送
付ノ年月日種類及金額其ノ必要ナル事項ヲ記入シ主務課受領者ノ檢印ヲ
受クベシ

第十五條 第二條ノ文書ハ之ヲ主務局ハ政務次官及參與官宛ノモノハ政務
官室ニ移付スベシ

大臣宛親展文書ハ之ヲ秘書課ニ移付シ次官宛親展文書ハ之ヲ次官ニ差出
スベシ

第十六條 秘書課ニ於テ大臣宛親展文書ヲ受領シタルトキハ其ノ緊要ト認
ムルモノハ直ニ之ヲ大臣ニ差出スベシ

大臣宛親展文書ニシテ緊要ナラザルモノ及大臣又ハ次官ニ差出シタル親
展文書ニシテ閲覧済ノモノハ之ヲ總務課ニ送付スベシ但シ機密ニ係ルモ
ノハ總務課長ニ送付シ總務課長ハ之ヲ直接主務局長ニ移付スベシ

ノハ總務課長ニ送付シ總務課長ハ之ヲ直接主務局長ニ移付スベシ

ノハ總務課長ニ送付シ總務課長ハ之ヲ直接主務局長ニ移付スベシ

ノハ總務課長ニ送付シ總務課長ハ之ヲ直接主務局長ニ移付スベシ

ノハ總務課長ニ送付シ總務課長ハ之ヲ直接主務局長ニ移付スベシ

ノハ總務課長ニ送付シ總務課長ハ之ヲ直接主務局長ニ移付スベシ

訂正ノ規定ニ依リ總務課ニ送付セラレタル文書ハ之ヲ普通文書トシテ新
ニ接受シタルモノト看做シ取扱フベシ

第十七條 第一條ノニ第一號及第五號ノ文書ハ第十五條ノ規定ニ依リ處置
スベキモノヲ除キ之ニ省號ノ印ヲ押捺シ往復台帳ニ登録シ主務局ニ送付
スベシ

第十八條 總務課ニ於テ開封シタル文書中重要ナルモノハ直ニ大臣 次官
ニ差出シ其ノ閱覽ヲ受ケタル後之ガ閱了ノ印ヲ押捺シ總務課長ヨリ主務
局ニ配付スベシ

各局ニ於テ文書ノ移付又ハ送付ヲ受ケタルトキハ局長書記之ヲ收受シ重
要ナルモノハ直ニ之ヲ局長ニ差出シ其ノ閱覽ヲ受ケタル後之ヲ主務課ヘ
大臣官房ノ課ニ在リテハ主務課以下之ニ同ジヘニ配付スベシ

前項ノ文書ハ局長ニ於テ最初ニ閱シ立案担当者ヲ定メ速ニ調査立案シ
局長ノ決裁ヲ受ケ又ハ閱覽ニ供スル等之ガ指置ヲ為スフ旨トスベシ
例説トナルベキ文書ニハ主務課ニ於テ例規ノ標示ヲ為スベシ

移行又ハ送付ヲ受ケタル文書ニシテ他局ノ主管ニ屬スベキモノト認めラ
レルモノアルトキハ直ニ之ヲ總務課ニ送付スベシ

第十九條 主務課事務担当者ハ常に起草文書ノ進行状況ヲ明ニシ故ナク
留スルガ如キコトナキヲ期スベシ

第二十條 文書ハ一事件毎ニ其ノ起端ヨリ完結ニ至ルマデ之ヲ一括纏綴ス
ベシ一括纏綴シ難キモノアルトキハ其ノ旨欄外ニ記入スベシ

文書ヲ加除訂正シタルトキハ其ノ加除訂正ヲ為シタル者之ニ押捺スベシ
第二十一條 急務ヲ要スル文書ニハ其ノ上部欄外ニ赤色ノ紙片ヲ貼付スベ
シ

秘密ヲ要スル文書ニハ「秘」トシテ「特」ニ秘密ヲ要スル文書ニハ「極秘」トシテ標
示シ封筒ニハ其ノ取扱ニ注意スベシ

第二十二條 文書ノ施行ニ付特別ノ取扱ヲ要スルモノニハ「例規」トシテ親展
レ「電報」トシテ速達レ「書留」トシテ第何號何々ノ件ト同時施行レ「施行前委
員」トシテ以下送付レ「官報登載」等ノ標示ヲ為スベシ

三條 第一條ノニノ文書ハ局長ノ決裁ヲ了シタル後之ヲ總務課ニ送

付スベシ

第二十四條 他局ハ醫務局ヲ含ムニ合議ヲ要スル文書ハ局長ノ決裁ヲ了

シタル後之ヲ其ノ局ニ送付スベシ

文書ノ合議ヲ要スルモノハ合議ヲ受ケタル後順次之ヲ送付スベシ

心算ヲ了シタル文書中第一條ノニノモノハ之ヲ總務課ニ其ノ他ノモノハ

之ヲ王務局ニ送付スベシ

第二十四條ノニ 教員課ニ開聯スル事項ノ合議ニ付テハ前條ノ規定ニ拘ラ

ズ且、加ク指置スルコトヲ得

一 此等ニ文書ヲ回付スルヲ廢シ一定様式ノ寫ヲ作成シ檢ヲ失ヒズ關係

課ニ交付スルコト

二 前條ノ寫ノ配付ヲ受ケタル局ニ於テハ意見ノ有無ヲ速ニ主務局ニ提

出スルコト恒シ一定期間經過後ニ在リテハ直ニ大臣官房總務課長ニ提

出スルコト

前項ノ意見ハ主務局ニ於テ之ヲ原議ニ添付シ置クコト

二 急速処理ヲ要スル案件ニシテ主務課ニ合議スルヲ要スルモノニ付テ

主務局ノ要求ニ依リ大臣官房總務課長ニ於テ該機關係課長ノ會同ヲ主

催シテ其ノ會同ニ於テ即時處理スルコトハ局長ノ意向ハ各局ノ代表ス

ル會同参加者其ノ責ヲ以テ免ク決定ニ反決セシムルコトトシ、持ニ局

長自ラ意見ヲ述ブルヲ要スルガ如キ重要案件ハ局長會議ニ付スルコトト

シ、局カノ教員課ニ開聯スル事項ハ文書ノ回付ヲ廢シ局長ノ下ニ於ケル際

該課長會議、關係官會議ヲ開キ其ノ議ニ附シテ處理スルコト

第二十五條 第二十三條及第二十四條ノ規定ニ依リ總務課ニ送付セラレタ

レ文書ハ之ニ首號ノ印ヲ押捺シ往復台帳ニ所要ノ記ハヲ爲シタル後之ヲ

審査スベシ

審査委員ノ審査ヲ要スル文書ハ總務課ニ於テ審査委員ノ審査ニ付シ其ノ

審査了了シタル後之ヲ審査スベシ

第二十六條 大臣、政務次官、次官、參與官ニ提出スベキ文書ハ前條ノ手

續ヲシテシテ後次官ニ參事官 政務次官 大臣ノ順序ニ依リ總務課ニ於
テ決裁ヲ受ケルベシ

第一十二條 他ノ官廳ノ台議ヲ要スル文書ハ前ニ條ノ手續ヲ了シタル後總
務課ヨリ其ノ官廳ニ發送スベシ

第二十八條 大臣又ハ次官ノ決裁ヲ要スル文書決裁トナリタルトキハ他ノ
官廳ノ台議ヲ要スルモノニ在リテハ台議ヲ了シタルトキハ往後台議並
原議ニ決裁ノ年月日ヲ記入シ施行ヲ要セザルモノハ之ヲ主務局ニ送付
スベシ

局長等次ニ属スル文書ニシテ施行ヲ要セザルモノハ台議並ニ原議ニ決裁
奇ハ他局ノ台議ヲ要スルモノニ在リテハ台議奇ノ年月日ヲ記入スベシ

但シ首裁アル文書ニシテ一筆行ハ結ハルモノナルトキハ總務課ニ於テ
一查シタル後其ノ手續ヲ向スベシ

第二十九條 他ノ官廳ヨリ台議ニ係ル文書台議ヲ了シタルトキハ總務課ヨ
リ其ノ原ハ返送スベシ

第三十條 總務課長ハ前ノ月以前ニ為ルニ送付シタル文書ニシテ天候理ノ
モノニ付テハ毎月十日迄ニ其ノ調書ヲ作成シ之ヲ各局ニ送付スベシ

各局ニ於テ前項ノ調書ヲ受理シタルトキハ其ノ月ニ十五日迄ニ承認理ノ
原書ヲ調査証シシ後務課ニ送付スベシ庶務課並ニ其ノ調査ノ原書ニ
テ附レテ次官ニ送付スベシ

第四章 文書ノ發送

第三十一條 本省ヨリ發送スル公文書ハ別ニ定ムルモノノ外總務課ハ事務
時間外ニ於テハ宿直ニテ發送スルモノニ付テハ送付スベシ

第三十二條 大臣又ハ次官ノ決裁ニ依リ他ノ官廳ノ台議ヲ要スルモノニ在リテ
ハ台議ヲ了シタル文書ニシテ施行ヲ要スルモノハ局長等次ニ属スル文
書ニシタルトキハ本省長ヲ以テ施行スベキモノハ總務課ニ送付シテ

局長等次 鈴木及次郎ヲ為シ連帶ナク之ヲ發送ノ手續ヲ為スベシ
施行前事務局ヨリ檢示アル文書ハ主務局ニ送付シ送付アルヲ候テ之
ノ發送ノ手續ヲ為スベシ

第三十三條 本省ヨリ發送スル公文書ハ別ニ定ムルモノノ外總務課ハ事務
時間外ニ於テハ宿直ニテ發送スルモノニ付テハ送付スベシ

第三十四條 大臣又ハ次官ノ決裁ニ依リ他ノ官廳ノ台議ヲ要スルモノニ在リテ
ハ台議ヲ了シタル文書ニシテ施行ヲ要スルモノハ局長等次ニ属スル文
書ニシタルトキハ本省長ヲ以テ施行スベキモノハ總務課ニ送付シテ

局長等次 鈴木及次郎ヲ為シ連帶ナク之ヲ發送ノ手續ヲ為スベシ
施行前事務局ヨリ檢示アル文書ハ主務局ニ送付シ送付アルヲ候テ之
ノ發送ノ手續ヲ為スベシ

第三十五條 本省ヨリ發送スル公文書ハ別ニ定ムルモノノ外總務課ハ事務
時間外ニ於テハ宿直ニテ發送スルモノニ付テハ送付スベシ

第三十六條 大臣又ハ次官ノ決裁ニ依リ他ノ官廳ノ台議ヲ要スルモノニ在リテ
ハ台議ヲ了シタル文書ニシテ施行ヲ要スルモノハ局長等次ニ属スル文
書ニシタルトキハ本省長ヲ以テ施行スベキモノハ總務課ニ送付シテ

局長等次 鈴木及次郎ヲ為シ連帶ナク之ヲ發送ノ手續ヲ為スベシ
施行前事務局ヨリ檢示アル文書ハ主務局ニ送付シ送付アルヲ候テ之
ノ發送ノ手續ヲ為スベシ

第三十三條 局長専決ニ属スル文書ニシテ局長名ヲ以テ施行スベキモノハ
 主務局ニ於テ淨書 校訂 捺印 封緘ノ上進滞ナク之ヲ總務課へ
 執務時間外ニ於テハ宿直ニ送付スベシ但シ省號アル文書ニシテ其ノ施
 行ニ依リ一事件完結スルモノナルトキハ施行前總務課ニ於テ審議スベシ
 前項ノ規定ニ依リ文書ヲ送付セントスルトキハ發送文書送付簿ニ送付ノ
 年月日及省號又ハ局號ヲ記ハシ總務課へ執務時間外ニ於テハ宿直ニ送
 出シ取扱者ノ捺印ヲ受クベシ

第三十四條 同一原議ニ前ニ條ノ文書ヲ含ムトキハ第三十二條ノ例ニ依レ
 第三十五條 總務課ニ於テ文書ヲ施行スルトキハ之ニ原議ノ省號及施行ノ
 年月日ヲ記入シ且秘密ヲ要スル文書ニハ「秘」 特ニ秘密ヲ要スル文書
 ニハ「極秘」 例規トナルヘキ文書ニハ「例規」ト標示シ往復臺帳及原
 議ニハ施行ノ年月日ヲ記入スベシ各局ニ於テモ文書ヲ施行スルトキハ之
 ニ準ズベシ

第三十六條 總務課ニ於テ施行スベキ文書ニ添付スベキ別紙及函表ノ類並
 (7)

ニ免状 賞状 辞令及出納官表ニ對スル認可状ノ類ハ主務課ニ於テ之ヲ
 刷製スベシ

第三十七條 總務課ニ於テ文書ヲ施行シタルトキハ原議ニ取扱者捺印ノ上
 之ヲ主務局ニ送付スベシ
 第三十八條 總務課又ハ宿直ニ於テ文書ヲ發送セントスルトキハ發送ノモ
 ノニ付テハ發送簿ニ發送ノ年月日及省號又ハ局號ヲ記入シ受領者ノ捺印
 ヲ受ケ郵送ハ電報ヲ含ムモノニ付テハ郵便切手票書文拂簿ニ文拂ノ
 年月日 郵便切手票書ノ支拂枚数及金額其ノ他必要ナル事項ヲ記入スベ
 シ

電報ヲ發送セントスルトキハ其ノ原議ニ發送ノ年月日及時刻ヲ記入ノ上
 取扱者捺印スベシ

第三十九條 削除
 第四十條 官報ニ登載スベキモノハ主務局へ警察官ヲ含ムニ於テ淨書
 校訂ヲ爲シ責任者捺印ノ上總務課ニ提出シ官報報告主任閱了ノ後之ヲ印

リ
ル
ナ
大

厚生省
宮内廳第1號
13.1.11

厚生省
發給第1號
13.1.11

裏
面
白
紙

189